

北海道公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定による警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和7年6月26日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第4号に規定する警備業務（交通誘導警備業務）1級
- 2 実施期日、定員、仮申込受付期間及び本申込受付期間
- | | 実 施 期 日 | 定員 | 仮申込受付期間 | 本申込受付期間 |
|------------|--------------|-----|---------------------|-----------------------|
| 交通誘導警備業務1級 | 令和7年9月27日(土) | 30人 | 令和7年8月4日(月)～8月8日(金) | 令和7年8月25日(月)～8月29日(金) |
- 3 実施時間及び場所
(1) 実施時間
午前9時から午後5時まで
(2) 実施場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部
- 4 受検資格
北海道内に住所を有する者又は北海道内の営業所に属する警備員
- 5 事前申込み
受検を希望する者は、2に掲げる仮申込受付期間中（受付時間は午前9時00分から午後4時30分まで）に、北海道警察本部生活安全部保安課に電話（011-251-0110内線3135、3136）で事前申込みを行い、申込受理番号の通知を受けること。
- 6 検定申請書等の提出
受検予定者は、2に掲げる本申込受付期間中（受付時間は午前9時00分から午後4時30分まで）に、住所地を管轄する警察署又は警備員である場合には所属する営業所の所在地を管轄する警察署に、次に掲げる書類を提出すること。
ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
イ 住所地を管轄する警察署に提出しようとする者にあつては、住所地を疎明する書面
ウ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出しようとする者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
エ 1級の検定を受けようとする者にあつては、当該警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面及び当該2級の検定に係る合格証明書の写し
オ 申請者の写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 7 検定手数料及び納付要領
検定手数料（交通誘導警備業務14,000円）は、検定申請書の提出時に北海道収入証紙により納付すること。
- 8 検定の方法
検定は、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 9 検定に関する問合せ先
北海道警察本部生活安全部保安課警備業係（電話011-251-0110 内線3135、3136）